

公 募

木曽川上流河川事務所管内の河道内樹木を採取する 事業者等を公募します。

～河川法第 25 条を適用した公募型樹木伐採の試行～

1. 目的

木曽川上流河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水の流れの妨げとなることや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の問題があります。さらに、河道内の樹林化により、河川巡視に支障を来したりゴミ等の不法投棄を招いたり等、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省 木曽川上流河川事務所では、これらの対策として順次河道内樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、伐採及び樹木の処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の樹木を採取することを希望する事業者等（企業・団体等）を公募し、河川法第 25 条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

（1）応募から採取までの流れ

- ① 木曽川上流河川事務所管内の引渡予定場所にて、「（9）関連工事」において仮置きされた樹木の採取（積込、運搬（搬出））を行うこと（以下「採取」という）を希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 採取事業者の選定方法」により、応募書類を審査し、採取事業者を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、木曽川上流河川事務所のホームページ（URL は別記）に掲載します。
- ④ 選定された採取事業者は、河道内の樹木を採取するため、河川法第 25 条に基づく許可申請手続きを行っていただきます。許可申請手続きの方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第 25 条の許可書の発行後、運搬作業等の着手が可能となります。
- ⑥ 複数箇所を応募できます。詳細な場所については別添資料を参照してください。添付資料に示す範囲については、伐採予定範囲を示します。また、公募面積については、伐採予定範囲内の伐採予定面積となり、発生量については過去実績による推定量となります。

- ⑦ 「（９）関連工事」の進捗等により、採取業者選定後においても伐採予定箇所については中止もしくは変更する可能性があります。

（２）募集期間

令和元年１０月９日（水） ～ 令和元年１０月２４日（木）

※応募書類は郵送により令和元年１０月２４日必着

（３）樹木の引渡予定場所

選定された採取事業者は、下記に示す「引渡予定場所」に置かれている樹木の積込、搬出を行っていただきます。なお、積込、搬出する樹木は「（９）関連工事」において「伐採予定箇所」等で伐採された樹木になります。

また、「（９）関連工事」に示す工事の進捗によっては、すでに伐採を行われ「引渡予定場所」に樹木が採取できる状態の箇所もあります。

①木曽川第一出張所管内

「引渡予定場所」

A木曽一 南派川右岸川裏小段（木曽川合流点からの距離 5.2k 付近）

「各務原市川島河田町地先（常設無料配布会場）」

「伐採予定箇所」

木左⑤ 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 40.0k～41.6k）

木左⑥ 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 52.0k～53.0k）

木左⑦ 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 53.2k～55.2k）

木左⑧ 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 60.6k～61.0k）

木左⑨ 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 66.6k～67.0k）

木右④ 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 41.6k～41.8k）

木右⑤ 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 41.8k～42.4k）

木右⑥ 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 52.0k～53.0k）

木右⑦ 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 54.0k～54.2k）

木右⑧ 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 64.8k～65.2k）

木右⑨ 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 68.6k～69.0k）

木曽① 木曽川左右岸河川敷（河口からの距離 44.8k～45.8k）

木曽② 木曽川河川敷（中州）（河口からの距離 53.2k～54.2k）

南派① 南派川左岸河川敷（木曽川合流点からの距離 0.8k～2.8k）

南派② 南派川左岸河川敷（木曽川合流点からの距離 2.8k～6.8k）

南派③ 南派川左岸河川敷（木曽川合流点からの距離 7.8k～8.0k）

南派④ 南派川右岸河川敷（木曽川合流点からの距離 0.2k～0.8k）

南派⑤ 南派川右岸河川敷（木曽川合流点からの距離 1.0k～5.2k）

南派⑥ 南派川右岸河川敷（木曽川合流点からの距離 5.0k～7.2k）

②木曽川第二出張所管内

「引渡予定場所」

B木曽二 長良川左岸川裏（河口からの距離 24.6k 付近）

「木曽三川分流碑裏広場」

「伐採予定箇所」

- 木左① 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 28.0k～28.6k）
- 木左② 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 30.8k～32.8k）
- 木左③ 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 36.8k～37.2k）
- 木左④ 木曽川左岸河川敷（河口からの距離 37.8k～39.8k）
- 木右① 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 29.2k～29.6k）
- 木右② 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 29.2k～29.6k）
- 木右③ 木曽川右岸河川敷（河口からの距離 34.2k～34.6k）

③長良川第一出張所管内

「引渡予定場所」

- C長良一 長良川右岸川裏（河口からの距離 46.8k+100m 付近）
「両満川排水機場西側資材置き場」

「伐採予定箇所」

- 長左② 長良川 左岸河川敷（河口からの距離 46.2k～46.6k）
- 長右③ 長良川 右岸河川敷（河口からの距離 44.0k～44.2k）
- 長右④ 長良川 右岸河川敷（河口からの距離 51.8k～52.8k）
- 伊自良① 伊自良川 左岸河川敷（長良川合流点からの距離 3.8k～4.0k）
- 伊自良② 伊自良川 右岸河川敷（長良川合流点からの距離 1.2k～4.4k）

④長良川第二出張所管内

「引渡予定場所」

- D長良二 長良川左岸川裏（河口からの距離 31.6k 付近）
「羽島市資源物ストックヤード横広場」

「伐採予定箇所」

- 長左① 長良川 左岸河川敷（河口からの距離 25.6k～31.0k）
- 長右① 長良川 右岸河川敷（河口からの距離 32.4k～32.6k）
- 長右② 長良川 右岸河川敷（河口からの距離 36.6k～36.8k）

⑤揖斐川第一出張所管内

「引渡予定場所」

- E揖斐一 揖斐川左岸堤防天端（河口からの距離 58.6k 付近）
「揖斐川井ノ口資材置き場」

「伐採予定箇所」

- 揖左⑧ 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 47.8k～48.8k）
- 揖左⑨ 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 49.0k～49.4k）
- 揖左⑩ 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 57.6k～57.8k）
- 揖右④ 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 47.8k～48.2k）
- 揖右⑤ 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 49.0k～49.4k）
- 揖右⑥ 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 52.0k～52.2k）
- 揖右⑦ 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 53.4k～54.2k）
- 揖右⑧ 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 58.2k～58.6k）

⑥揖斐川第二出張所管内

「引渡予定場所」

F 揖斐二 杭瀬川左岸川裏（牧田川合流点からの距離 1.8k+100m 付近）

「高洩資材置き場」

「伐採予定箇所」

揖左① 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 27.2k～34.6k）

揖左② 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 34.6k～35.2k）

揖左③ 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 35.2k～38.2k）

揖左④ 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 38.2k～38.6k）

揖左⑤ 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 39.6k～40.0k）

揖左⑥ 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 40.0k～40.6k）

揖右② 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 40.8k～41.8k）

揖右③ 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 41.8k～42.2k）

杭瀬① 杭瀬川 左岸河川敷（牧田川合流点からの距離 6.4k～8.6k）

杭瀬③ 杭瀬川 右岸河川敷（牧田川合流点からの距離 5.2k～6.4k）

⑦牧田川出張所管内

「引渡予定場所」

G 牧田川 牧田川左岸堤防天端（揖斐川合流点からの距離 2.2k+150m 付近）

「烏江橋左岸資材置き場」

「伐採予定箇所」

揖右① 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 25.0k～25.6k）

牧田① 牧田川 左右岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 7.0k～10.6k）

杭瀬② 杭瀬川 右岸河川敷（牧田川合流点からの距離 4.4k～5.2k）

⑧根尾川出張所管内

「引渡予定場所」

H 根尾川 根尾川右岸堤防天端（揖斐川合流点からの距離 10.8k 付近）

「根尾川右岸更地資材置き場」

「伐採予定箇所」

揖左⑦ 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 44.2k～44.6k）

根尾① 根尾川 左岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 0.4k～0.6k）

根尾② 根尾川 左岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 3.6k～4.8k）

根尾③ 根尾川 左岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 5.2k～6.0k）

根尾④ 根尾川 右岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 3.0k～3.6k）

根尾⑤ 根尾川 右岸河川敷（揖斐川合流点からの距離 11.8k～12.0k）

（４）作業環境

①進入路の幅員：約 3.5 m

②仮置き場：有り

（５）樹木の伐採または採取の期間（予定）

令和元年 1 2 月 ～ 令和 2 年 3 月 3 1 日

土日祝日を除く平日の８時３０分から１６時３０分

※関係機関等（道路管理者、警察、地元住民他）との調整により変更となる場合があります。

※河川維持管理事業の実施にあたって事業工期の変更の必要が生じた場合は、河川管理者と採取事業者が協議のうえ、採取事業者は河川法第２５条に基づく認可の変更申請を行っていただくこととなります。

（６）樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ等）

（７）採取の範囲

- ① 根株を含むすべて（枝葉、幹 根株）
- ② 根株を除くすべて（枝葉、幹）
- ③ 幹のみ（樹径 約５cm 以上を想定）
（根株については、河川管理者が「（９）関連工事」にて可能な限り土砂を篩います。）

（８）採取の条件

樹木の採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

- ① 採取事業者は許可を得た採取場所にある樹木の運搬車両への積み込み、採取場所外への搬出を実施していただきます。
- ② 樹木を河川管理者が「（９）関連工事」にて１本当たり長さ４～６m程度に切断いたします。（長さについては採取事業者との打合せにより決定します）
- ③ 採取した樹木を採取場所毎に数量（m³ 又は t）を計測し、伝票等資料を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を完了時に提出してください。採取事業者は、採取する樹木の質の如何を問わず決定した採取場所からの全量採取とします。また、搬出完了時の清掃等を行うものとします。
- ④ 採取が完了したのち、現地において木曽川上流河川事務所職員による履行確認を行います。その際は採取事業者も立ち会うものとします。
- ⑤ 積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者被害又は損害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、木曽川上流河川事務所に速やかに報告するとともに全ての責任は採取事業者を負っていただきます。事故の内容によっては採取の許可（河川法第 25 条）を取り消す場合もあります。
- ⑥ 採取にあたり、河川管理施設等を損傷した場合には、木曽川上流河川事務所に速やかに報告するとともに、当該原因者に復旧を求めるものとします。また、河川管理者にて復旧を行う場合は、当該原因者に費用負担を求めるものとします。
- ⑦ 河川管理者からの指示があった場合には、無償で採取を停止するものとします。
- ⑧ 採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、採取事業者が行うものとします。
- ⑨ 採取場所においては使用機材を含め整理整頓、盗難防止に努めてください。
- ⑩ 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答してください。

(9) 関連工事

- ①平成30年度 木曽川第一岐阜上流部樹木伐開工事
((3) の木左⑨、木右⑧、木右⑨)
- ②平成30年度 木曽川第一愛知上流部樹木伐開工事
((3) の木左⑦、木左⑧)
- ③平成30年度 木曽川第一岐阜中流部樹木伐開工事
((3) の木右④、木右⑤、木右⑥)
- ④平成30年度 木曽川第一愛知中流部樹木伐開工事
((3) の木左⑤、木左⑥、南派①、南派③)
- ⑤平成30年度 木曽川南派川岐阜樹木伐開工事
((3) の南派⑤)
- ⑥平成30年度 長良川第一樹木伐開工事
((3) の長左②、長右③、長右④、伊自良①、伊自良②)
- ⑦平成30年度 長良川第二樹木伐開工事
((3) の長左①、長右①、長右②)
- ⑧平成30年度 揖斐川上流部樹木伐開工事
((3) の揖左⑦、揖左⑩、揖右⑥、揖右⑦、揖右⑧、
根尾①、根尾②、根尾③、根尾④)
- ⑨平成30年度 揖斐川第二樹木伐開工事
((3) の揖左①、揖左②、揖左③、揖左④、揖左⑤、揖右②)
- ⑩平成30年度 杭瀬川牧田川樹木伐開工事
((3) の杭瀬①、杭瀬②、杭瀬③)
- ⑪平成31年度 木曽川愛知樹木伐開工事
((3) の木左①、木左②、木左③、木左④、木右①、木右③)
- ⑫令和元年度 揖斐川樹木伐開工事
((3) の揖右①、牧田①、根尾⑤)
- ⑬令和元年度 木曽川岐阜中流樹木伐開工事(発注予定)
((3) の木右⑦、木曾①、南派⑥)
- ⑭令和元年度 木曽川愛知中流樹木伐開工事(発注予定)
((3) の木曾②、南派②、南派④)
- ⑮令和元年度 揖斐川中流樹木伐開工事(発注予定)
((3) の揖左⑥、揖左⑧、揖左⑨、揖右③、揖右④、揖右⑤)
- ⑯令和元年度 木曽川中流部環境整備工事(河川環境課)(発注予定)
((3) の木右②)

※関連工事とは、国土交通省が発注もしくは発注を予定している工事です。

上記に示す関連工事により、樹木の伐採、根株除去等を行い、「引渡予定場所」への搬出を実施します。樹木の採取(引き渡し)において工事の工程等との調整が必要となります。

(10) 採取事業者の選定結果の通知

- ①選定結果は応募者に通知します。通知の時期は 10月下旬を予定しています。

②選定結果については以下URLのホームページに掲載する予定です。

木曽川上流河川事務所HP <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ その他、木曽川上流河川事務所長が参加不相当と判断されない者

4. 採取事業者の選定方法

応募書類の「【採取計画に関する事項】」について、採取計画・実施工程の具体性、安全対策等を評価して、「2.（3）樹木の引渡予定場所」1箇所につき資格及び条件等を満たす1者を選定いたします。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の確実性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

資格及び条件を満たす者のうち、①根株を含むすべて（枝葉、幹 根株）、②根株を除くすべて（枝葉、幹）、③樹径 約5cm以上を想定（枝等を含みます）の順に選定します。

「引渡予定場所」1箇所につき1者の選定を基本としますが、希望する引渡予定場所が同一で、資格及び条件等を満たす者が複数者あった場合には、該当する者の中から複数の者を選定する場合があります。その場合、選定された事業者と、「（9）関連工事」に示す工事を受注している工事業者、工事を担当する出張所にて、密な工程調整をしていただきます。

資格及び条件等を満たす者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

5. 応募方法

（1）提出資料

河道内樹木の採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した**応募書類**及び**作業計画書（案）**を作成し、「（2）応募書類の送付先」へ郵送にて提出してください。

応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙1「応募様式」別紙2「作業

計画書様式」又は任意様式にて必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

【基本事項】

- 1) 応募者の氏名（法人名もしくは団体名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用します。

- 2) 採取範囲の希望

- ①根株を含むすべて（枝葉、幹 根株）
- ②根株を除くすべて（枝葉、幹）
- ③樹径 約5cm以上を想定（枝等を含みます）

- 3) 樹木の採取希望場所

「引渡予定場所」より希望する場所を表記してください。

複数希望される方は、希望順序に表記してください

【伐採または採取計画に関する事項】

- 1) 採取の目的
- 2) 現地状況の確認
 - ・現地状況確認の有無（「引渡予定場所」「伐採予定箇所」）
- 3) 採取に関する計画
 - ・作業予定期間
 - ・作業実施責任者氏名及び保有資格
 - ・運搬方法、運搬車両の走行ルート
 - ・採取場所における安全管理方法

※1)、2)は別紙「応募様式」、3)は別紙「作業計画書（案）」を参照下さい。

(2) 応募書類の送付先

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地
国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所
管理課 維持係 宛

(3) 応募書類の提出期限

令和元年10月24日（木）必着

6. 留意事項

(1) 採取樹木の扱いについて

この採取（又は伐採）による木材は、河川法第25条を受けて行うものであり、一般木質バイオマスとなります。

河道内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、採取樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先

施設の廃棄物処理施設許可は要しません。

ただし、処理施設等へ搬出後不要となった枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 樹木の採取に係る費用について

採取作業に要する費用については、採取事業者として選定された者が負担するものとします。

(3) 河川法の申請について

河川内樹木の採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された採取事業者は、河川法の申請を行っていただきます。

なお、作業計画書(案)は、申請書類の一部として利用する予定をしています。

(4) 「採取料」について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木伐採においては、「採取料」は発生しないことが愛知県・岐阜県の河川管理担当課と確認しています。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 管理課 維持係

TEL:058-251-1325 FAX:058-251-6581

受付時間：平日の10時から16時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはFAX番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。